山梨大学の新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針

新型コロナウイルス感染症対策本部会議
令和４年１月１３日現在

レベル		研究活動	授業 （講義ならびに実験・実習・実技・演習等）	学生の課外活動	学内会議	事務体制	学外者の訪問
0	通常						
0.5	制限ー微 活動制限	・研究活動は感染拡大に最大限の配慮をしつつ遂行。	・感染拡大に最大限の配慮をして、授業を実施。	・感染拡大に最大限の配慮をした、課外活動のみを許可。	・感染拡大に最大限の配慮をして、対面会議を行うが、オンラインでの参加も可とする。	・感染拡大に最大限の配慮をして、通常の勤務を行う。	・感染拡大に最大限の配慮をして、学外者の訪問に対応。
1	制限ー小 活動制限	・研究活動は感染拡大に最大限の配慮をしつつ遂行。	・感染拡大に最大限の配慮をして、授業を実施。（オンライン授業を推奨。）	・感染拡大に最大限の配慮をして、一部の課外活動のみを許可。	・感染拡大に最大限の配慮をして、対面会議も行うが、極力オンライン参加を推奨。	・感染拡大に最大限の配慮をして、不要不急の業務を精査し通常の勤務を行う。	・感染拡大に最大限の配慮をして、学外者の訪問に対応。
2	制限ー中 立入制限	・研究・実験について、その継続のために必要不可欠な教職員等及び学生のみ研究室への入室を許可。 ・入室を許可された者は、密閉、密集の環境を避け、滞在時間をできる限り短縮。	・講義科目等は、原則オンライン授業を行う。 ・実験・実習・実技・演習等は様々な工夫を凝らした方法により感染拡大に最大限の配慮をしつつ、細心の注意を払って実施。	全面禁止 注）個別許可を得ている活動は感染拡大に最大限の配慮をして実施。	・原則メール又はオンライン会議のみとする。 ・対面会議は必要最小限とする。	・感染拡大に最大限の配慮をしつつ、職員の交替制勤務とし、テレワークを推奨する。	・本学関係者以外について不要不急な訪問を自粛するよう要請。
3	制限ー大 原則 立入禁止	・以下の教職員等及び学生に限定して研究室への立ち入りを許可。ただし、交代制をとり、相互の会話を極力避ける。 １）長期にわたり継続中で、中止により多大な研究損失を被る実験を遂行中の者 ２）継続中の実験を中断または終了させるための業務にあたる者 ３）生物の世話やウイルスの培養、研究設備や研究材料の維持あるいはコンピュータネットワークの保守のため一時的に入室する者	・講義科目等はオンライン授業のみ。 ・実験・実習・実技・演習等は、原則オンライン授業等による代替措置により実施。	全面禁止	・原則メール又はオンライン会議のみ実施。	・現在進行中の重要な事務を継続するため、必要最小限の人数が交替制勤務で短時間出勤する体制。 ・その他の職員は原則テレワーク。	・本学関係者以外がキャンパス内に立ち入らないよう要請。
4	機能停止	・大学研究機能の最低限の維持のため、学域長など組織代表責任者による許可のもと、必要最小限の関係者に限定して研究室やサーバ管理室等への立ち入りが可能。 ・入室は厳密な交代制をとり、相互の会話は厳禁。 ・学生の立ち入りは禁止。	全面禁止	全面禁止	・原則中止。 ・緊急の場合のみ、メール又はオンライン会議で実施。	・危機管理、施設の維持管理担当のための必要最小限の人員による体制。 ・その他の職員は全員テレワーク。	・立ち入りを全面禁止。

＊「感染拡大に最大限の配慮」については、「2021年後期における授業実施方針について」のⅠ．【新しい生活様式の実践】 を遵守することとします。
＊本指針は医学部附属病院を除く全学共通を原則としますが、感染状況に応じてキャンパス（甲府、医学部）・学域・センター等、個々に判断することもあります。
　また、医療関係者およびコロナウイルス研究従事者はこの活動制限の適用範囲外とします。
＊本指針は、感染のフェーズの変化等、今後の状況に応じ、随時見直しを行う場合があります。